

## 余剰電力売却仕様書

### 1 概要

(1) 適用範囲

本仕様書は、旭川市近文清掃工場の発電余剰電力の売却について適用する。

(2) 件名

旭川市近文清掃工場の発電余剰電力売却

(3) 供給場所

旭川市近文町13丁目 旭川市近文清掃工場

(4) 業種

一般廃棄物の焼却施設

(5) 発電設備

出力2,100kW

(6) 供給電気方式等

ア 電気方式 交流3相3線式

イ 標準電圧 6,000V

ウ 周波数 50Hz

エ 本線 1回線

(7) 電気工作物の財産分界点と保安上の責任分界点

北海道電力ネットワーク株式会社の52画52区36図67番23の55号柱より引込みの旭川市（以下「甲」という。）所有の旭川市近文清掃工場構内第1柱に施設した甲の区分開閉器電源側接続点

### 2 売却仕様

(1) 契約方法

単価契約

(2) 供給期間

令和6年4月1日0時から令和7年3月31日24時まで

(3) 予定売却電力量

4,433,000kWh

(4) 自己託送実施時の余剰電力について

自己託送実施時の余剰電力は、発生電力の余剰分から自己託送の電力を差し引いた電力とし、この電力を購入者（以下「乙」という。）に売却する。

(5) 売却電力の環境に関わる付加価値の帰属

本施設は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）に規定されるバイオマス発電設備の認定を受け、再エネ特措法で定められた買取期間満了を迎えているため、卒FIT電源として、売却電力には環境価値を含むものとし、その付加価値は全て乙に帰属する。

なお、甲は、毎月ごみ組成分析によるバイオマス比率を算定する。

(6) 余剰電力の計量

ア 毎月の売却電力量の計量は、甲の供給場所に設置された取引用電力計を介して、乙が行うものとする。

イ 計量日時は甲、乙が協議の上、毎月定めるものとし、計量結果の記録を取り交わす。

ウ 毎月の売却電力量の算定期間は、毎月の1日から末日までの期間とする。

エ 計量装置に不具合が生じたときは、その期間内の売却電力量についてその都度、甲、乙協議して決定するものとする。

(7) 電力料金の算定及び支払い

ア 乙は甲に電力料金を毎月支払うものとし、電力料金は前号によって計量された売却電力量に契約単価（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を乗じて得た額とする。

イ アの電力料金に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

ウ 甲はア及びイにより算定された当該月分の電力料金を翌月の10日までに乙に請求し、乙は請求書を受領した日の属する月の末日まで（その日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日）に支払うものとし、支払い手続きが完了した後に、甲に連絡する。

3 その他

(1) 権利義務の譲渡等

乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合にはこの限りでない。

(2) 売却電力の増減

予定売却電力量は、運転計画の変更、焼却炉及び発電設備の運転状態又は故障等により変動する可能性があるが、甲はその予定売却電力量に拘束されるものではなく、何らの義務を負うものではないものとする。

(3) 発電計画について

電力広域的運営推進機関に提出する発電計画は、乙が提出するものとし、甲は予想送電量等の必要な情報を乙に提供する。また、計画値同時同量が課される場合は、乙の責任でインバランス調整を行い、一般送配電事業者からインバランス供給を受けた場合も、インバランス料金の負担は乙が行う。

(4) 接続供給契約

ア 余剰電力の供給のために別途乙と北海道電力ネットワーク株式会社の接続供給契約が必要となる場合は、乙は乙の負担で北海道電力ネットワーク株式会社と接続供給契約を遅滞なく締結し、必要な部分の写しを甲に提出するものとする。

イ 接続検討の申込みについては、甲の負担で甲が行う。甲は、乙が接続供給契約を締結する際に本契約期間に限って、乙が接続検討回答書を使用することを認めるものとする。

ウ 接続供給契約に必要な費用負担が生じた場合には、乙が負担する。

(5) 通信設備等

ア 当該地域を管轄する北海道電力ネットワーク株式会社との接続供給契約を遵守するために必要な計量器，通信装置その他付属設備（以下「通信設備等」という。）を設置する必要がある場合は，乙の財産とし設置工事については，乙の負担で設置する。

イ 通信設備等の設置の必要がなくなった場合は，乙の負担で撤去する。

(6) 協議

その他，仕様書に定めのない事項については，当該地域を管轄する北海道電力ネットワーク株式会社の定めに基づき，甲，乙協議により定める。

(7) 添付資料

- ・令和 6 年度月別予定売却電力量（自己託送後）
- ・令和 6 年度自己託送計画（予定）
- ・令和 4 年度売却電力量実績
- ・令和 5 年度売却電力量実績（4 月～11 月）
- ・令和 6 年度近文清掃工場運転計画（案）